

成 功 事 例 か ら み る

ひとり親家庭への 就業支援のポイント



はじめに

雇用情勢の変化の下で、ひとり親家庭の就業を取り巻く状況についても、厳しいものがあります。ひとり親家庭の自立には、就業支援が重要な柱であるため、都は、東京都ひとり親家庭支援センターの相談体制の強化や、個別就業相談窓口T-hop（ティー・ホップ）の開設、在宅就業支援事業の開始など、支援策の充実を図ってきました。

東京都ひとり親家庭支援計画（第2期）では、就業支援についての今後の課題として、各家庭の状況にあわせた目標設定と支援の重要性を掲げています。

ひとり親家庭の親は、ひとり親になったことにより、仕事を新たに始めたり、子育て中の未就業状態の後に仕事を再開する場合がありますため、仕事への向かい方や自分の個性を知るなど、就職に向けた準備を整えた上で、段階的にステップアップしていくことが重要であるとしています。

本書では、区市や都の相談窓口で、ひとり親家庭に対して支援を行い、採用につながったり、資格取得により採用の目途がついた事例のうち、成功事例として挙げられた30事例を紹介しています。

都内のひとり親家庭の支援機関が、事例を参考としながら、より緊密に連携しあって、実効性の高い支援を提供していけるよう、願っております。

平成 23 年 3 月

目 次

第1章 就業支援の成功事例 30例	1
1 自治体の支援事例	3
事例1 元夫との関わりを絶つことで生活の安定と就労意欲を醸成	3
事例2 訓練を通じて本人の資質を活かした職業の選択肢を拡充	4
事例3 看護師資格取得に向けた確実な支援	5
事例4 就労を「イメージ」から「現実」に形成する支援	6
事例5 関係機関の連携による助言を受け入れ、早期就職が決定	7
事例6 キャリアのステップアップにつながる支援	8
事例7 外国籍の母親に対し、日本の就職事情を丁寧に説明	9
事例8 生活を重視し、早く就職できる支援に切り替える	10
事例9 資格をより活かす目標をたて、着実にスキルアップ	11
事例10 職務経歴が少ないため、訓練とパートからの就労開始	12
事例11 就職条件を明確化して希望職場に就職	13
事例12 面接・就職につながる選考書類の記載指導	14
事例13 自分の魅力を知ることが就職への自信に	15
事例14 応募書類と服装の準備で、急な面接にも対応	16
事例15 長期的な就職活動を持続させた支援者の寄り添い	17
事例16 求職活動の苦労が、長期就業の意志に	18
事例17 パートで、事務職としての働き方の経験を積んでみる	19
事例18 前職での職場都合による解雇がプラスイメージに	20
2 東京都ひとり親家庭支援センターの支援事例	21
事例19 希望職種へのこだわりをなくしたことで、就業が可能に	21
事例20 パソコンがなくても、地域資源を活用しスキルを習得	22

事例21	取得した資格にこだわらず、選択肢を拡げて就業	23
事例22	不安等の傾聴の場となることが、支援の糸口に	24
事例23	就業経験が少なく転職をしながら方向性を模索	25
事例24	専業主婦から長いブランクを経て就業に	26
事例25	本人の人柄や趣味を背景に、説得力のある履歴書類を作成	27
事例26	生活全般の相談を受け止める中で、優先課題を整理	28
事例27	今までの経験を自信につなげ、就職のモチベーションに	29
3	個別相談窓口T-hopの支援事例	30
事例28	資格等を活かせる職業を幅広く捉える	30
事例29	自分の中の優先順位を見据えて、未経験分野にチャレンジ	31
事例30	相談者の資格・経験が採用の決め手に	32
第2章	事例にみる就業支援の成功ポイント	33
1	相談・支援に当たっての基本的な姿勢	35
2	支援の糸口を見つけるために	37
3	相談者の自己PR力を高めるために	38
4	実現可能な目標を設定するために	40
5	就職活動をスムーズに進めるために	42
6	関係機関の円滑な連携により相談者を支える	44
第3章	事例を今後活かすための振り返り	45
資料集		53
1	ひとり親家庭の就職を支える関係機関	55
2	就業支援制度	61
3	都が行う職業訓練・講座	62

第1章

就業支援の成功事例 30 例

平成22年から23年にかけて、区市や東京都ひとり親家庭支援センター、個別就業相談窓口T-hop（ティー・ホップ）より挙げられた、就業支援の成功事例30例を示します。

※なお、各事例は、相談者が特定されないよう、支援内容を変えない範囲での改変を加えて掲載しています。

1 自治体の支援事例

事例

1

元夫との関わりを絶つことで生活の安定と就労意欲を醸成

年齢等：母親・40歳代

家族構成：小学生の子1人 支援期間：11か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援プログラム策定員

活用した機関・制度等：母子自立支援員・母子生活支援施設・職業能力開発センター

相談時の 状況

相談者は、配偶者暴力被害が原因で離婚後、実家に帰ったが、自身の経済的自立ができていなかったため、元夫の元に戻り生活費をもらいながら暮らしていた。相談時には元夫に脅えている様子がみられた。

就業状況 ・経歴等

大学卒業後は貿易事務等の仕事に就き、結婚後はパートで保育補助や配送業に就いていたが、相談時は無職であった。また、足腰を痛め、身体に負担のかかる仕事はできない状態であった。貿易事務の仕事を辞めてからは10年以上経過していた。

- 生活の安定のため、母子自立支援員も相談に加わり、元夫と生活を別にするよう説得し、母子生活支援施設に入所する。
- 仕事のブランクによる不安を解消するため、職業能力開発センターの財務管理に関する講習を半年間受講する。母子自立支援員は、過去の問題集の送付や応募書類の書き方に関する助言等の支援を行う。
- 元夫との関わりを絶つことにより、本人の心の安定が生まれ、仕事への意欲が高まり、他機関の短期間のセミナーも進んで受講した。

就 職

事務職の長時間勤務のパートに、訓練終了後4日で就職した。将来的に正社員採用の見込みがあるとのことであった。収入は、月当たり約14万円となった。

評価

母子自立支援プログラム策定員が、仕事に関するアドバイスを行うだけでなく、母子自立支援員と連携することで、生活全般にわたる総合的な相談ができ、母子生活支援施設などを活用しながら、相談者を支えることができた。本人を元夫から離すことで、落ち着きと自信を回復させ、自活への前向きな気持ちにつなげていった。

事例

2

訓練を通じて本人の資質を活かした職業の選択肢を拡充

年齢等：母親・30歳代

家族構成：乳児1人 支援期間：1年3か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援プログラム策定員

活用した機関・制度等：母子自立支援員・母子生活支援施設・保育所・基金訓練

相談時の 状況

相談者は、妹に子供を預けて夜間の勤務をしていたが、勤務シフトの減少に伴って収入も減少していた。

就業状況 ・経歴等

相談時は、サービス業に従事しており、パート収入は月に5～6万円であった。過去の就業経験は8～9年であり、主に接客・販売業で自分も向いていると思っていた。

就業希望としては、「安定」したいという思いから、漠然と医療系や公的機関での仕事をしたいというイメージを持っていた。

- 子供の保育園入園に合わせて昼間の勤務に変更するとともに、母子生活支援施設に入所させ生活の安定を図り、自立への糸口とした。
- 本人の自立に有効と見込まれたため、職業訓練全般について説明をした。当初、本人は訓練には否定的であったが、接客的要素も活かせる旅行業に興味を持ち、学校に応募し合格、受講した。
- 現在も受講中であり、改めて適職であるとの認識を深め、旅程管理主任者の資格を取得した。更なるスキルアップをと、総合旅行業務管理者（国家試験）に挑戦した。

就 職

総合旅行業務管理者合格後に、旅行代理店、旅行企画会社、航空会社等に応募予定であるが、マッチングの段階で好感触を得ている。

評価

相談者は、自分の適職がわからないと悩む中で、明るい性格と接客業での経験が活きて、職業訓練の効果が非常に高かった。基金訓練中は、自立支援員が希望する外国語学校の情報や、旅行業の求人情報などを提供した。資格取得を踏まえた就職実現へのライフプランを共にたて、関係を密に保ち、モチベーション維持を図った。

事例

3

看護師資格取得に向けた確実な支援

年齢等：母親・30歳代

家族構成：中学生1人 支援期間：4年3か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：母子家庭等高等技能訓練促進費

相談時の 状況

相談者は、13年前に離婚し、生まれたばかりの子を抱え実家に戻った。その直後、実父が死亡し、祖母と子と3人で暮らしていた。

就業状況 ・経歴等

相談時は、パートで月当たり4万円から5万円の収入であった。11年前に学卒資格を得るために通信教育を修了したが、よりよい仕事にはつながらなかった。

- 本人に看護師資格取得の希望があったため、都の看護師等修学資金貸与事業や母子福祉資金の技能習得資金や生活資金など全般的な支援策を説明する。
- 資格取得までの生活費について、具体的な相談を行う中で、祖父の残してくれた財産を使うことができること、就学中もできるだけ働くこと、実習が多くなり働くことのできない最後の期間は母子家庭等高等技能訓練促進費の制度を利用すること、など各種支援を組み合わせることで生活が送れることを確認する。
- 看護学校の試験を受け合格する。午前中は病院に勤務しながら午後に授業を受け、3年後に卒業する。

就 職

正規雇用の準看護師として病院に勤務し、収入は月当たり約20万円となった。

評価

相談開始当初は、相談者の自立への思いは強いものの、学卒資格の取得が現実にはよりよい就労や収入につながってこなかった経験もあり、自信を喪失している状態であった。相談者の、看護師になり確実な就労をしたいという意思を捉え、具体的な資格取得までの生活のシミュレーションを行い、実際に病院に勤務しながら資格取得をめざしたことで、本人の意欲や自信にもつながった。

事例



就労を「イメージ」から「現実」に形成する支援

年齢等：母親・20歳代

家族構成：未就学児2人 支援期間：6か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：就労支援ナビゲーター・母子生活支援施設・ハローワーク・
職業訓練校

相談時の 状況

相談者は、配偶者暴力被害による離婚後、友人・知人の多い現在自治体に転居した。4か月後、職場内保育所を利用していたが、2児とも市立保育所に入所ができたため、生活を安定させるために転職を考えた。

就業状況 ・経歴等

営業職で出来高払い制をとり、収入は月当たり約9万円であった。職場内保育所があるため選択した就職先だが、市立保育所に入所できたことや、自分の状況を考え、出来高払いではこれ以上の収入増が困難であると予想し、転職を考える。

- 本人の希望は医療事務の資格をとって就業をすることであったため、就労支援ナビゲーターより、医療事務資格取得後の就職状況について説明をすることから始める。
- 医療事務の資格があっても、就業は厳しい現状を知り、職種にこだわらず長期的展望にたったの就職活動を検討した。
- 履歴書の書き方の助言、面接指導等の就労支援と並行して、職業訓練校の受験準備をする。ハローワークの就労支援システムを受ける。
- 受験前に母子自立支援員が同行して職業訓練校を見学し、子どもの保育、発病時の対応など訓練中の生活のシミュレーションをする。資格取得後の就職状況についても話を聞く。
- 受験前には母子自立支援プログラム策定員による模擬面接を行い、合格することができた。

就 職

「介護サービス」の訓練を受講したところ、あっせんがあり、介護施設に就職できた。

評価

相談開始日から職業訓練校の応募締切り、退職まで時間に余裕がなかったが、就労支援ナビゲーター、母子自立支援員、ハローワークの連携や、相談者の精力的な活動により、職業能力訓練校に合格し、就労の確保につながった。

相談者の就労に関する希望がイメージの段階であったため、就労支援ナビゲーターと連携し、具体的な援助につながれたことが功を奏した。

事例

5

関係機関の連携による助言を受け入れ、早期就職が決定

年齢等：母親・30歳代

家族構成：小学生2人 支援期間：1か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：母子自立支援プログラム策定員・就労支援ナビゲーター

相談時の 状況

離婚後の生活相談を受ける中で就労についての話となり、母子自立支援プログラム策定員を紹介した。相談者の第二子は、障害を持ち入院を繰り返していた。小学校へも付き添いが必要であり、日中の就労が困難であった。

就業状況 ・経歴等

相談時は、夜間の飲食業アルバイトをしており、月当たり5～6万円の収入であった。

- 学校で補助教員がつくこととなったため、日中・常勤の就労を希望し、相談に訪れる。
- 母子自立支援プログラム策定員が、面接後にハローワークへの同行を実施し、就労支援ナビゲーターにつなげた。

就 職

高齢者介護施設での介護補助職員（正社員）として就職し、収入は、月当たり約15万円となった。

※その後、就職した施設からの助言により、相談者はヘルパー資格取得の必要性を実感して、教育訓練給付金制度を活用して研修を受講した。ヘルパー2級を取得し、同施設で就労を継続している。

評価

母子自立支援員から母子自立支援プログラム策定員への連携を行っていたことで、子供の状況が落ち着いたときに、すぐにハローワークへの同行支援を行い、就労支援ナビゲーターにつなげて、短期間での就労に結びつけることができた。

相談者の就労意欲が高く、各支援者の助言を受け入れたことで、採用が迅速に決まった。

事例

6

キャリアのステップアップにつながる支援

年齢等：母親・30歳代

家族構成：小学生1人 支援期間：9か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：母子生活支援施設・母子自立支援プログラム策定員・
就労支援ナビゲーター・マザーズハローワークの連携推進員

相談時の 状況

相談者は、母子生活支援施設入所中に、キャリアを活かした正社員への雇用を希望して来所した。

就業状況 ・経歴等

TOEFL500、パソコンスキル中級以上などの資格をもつが、就労経験は派遣社員のみであった。

派遣契約満了後、雇用情勢の悪化もあり次の仕事につながらなかった。

- 施設入所の段階から、母子自立支援員が相談者と頻繁にコミュニケーションをとっていた。そのため、派遣契約満了後仕事が見つからなかった際に、母子自立支援プログラムにすぐつながることができた。
- ハローワークに支援を要請し、就労支援ナビゲーターとともに求職活動ができることとなった。
- 長期のキャリア中断を避けるため、緊急雇用対策事業を活用して公的機関で有期雇用の事務職に従事した。
- 職場の配慮により、就職後も就職活動を継続することができた。
- マザーズハローワークの連携推進員につなぐことで、より広い求人情報の入手を可能にし、非常勤の仕事を手に入れた。

就 職

大学の非常勤職員に就職し、将来的には正規職員となる可能性が高いとのことである。

評価

自立支援プログラムを利用することで、ハローワークとの連携がとりやすくなり専門的なアドバイスや多角的な求人情報につながり、選択肢の幅が広がった。

長期のキャリア中断を避けるための有期雇用の事務職従事や、職場の理解による就職中の就職活動の継続など、キャリアのステップアップにつながる支援の要素も大きかった。

事例 7

外国籍の母親に対し、日本の就職事情を丁寧に説明

年齢等：母親・40歳代

家族構成：中学生1人 支援期間：9か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：東京都ひとり親家庭支援センター・母子生活支援施設・
母子自立支援プログラム策定員・職業訓練校

相談時の 状況

相談者は、日本語を母国語としない外国籍の母親であり、働く意欲はありながら、言語や文化の違いから、就職に結びつくことが難しい状態にあった。また、住んでいた民間賃貸アパートでは、思春期の男児と一つの部屋で風呂もなかった。

就業状況 ・経歴等

最初の相談時に、東京都ひとり親家庭支援センターにつなぎ、月給制（契約社員）の家事代行職を紹介され就職した。収入は月当たり約18万円であった。

- 居住環境の改善を図るため、母子生活支援施設への入所につなぐ。
- 入所後、契約社員ではこれ以上のキャリアアップが見込めず、子の学費を貯蓄したいという希望から、介護の資格のための職業訓練を受けたいとの申し出があった。母子自立支援プログラムに申し込み、推薦を受けて職業訓練校に合格した。
- 訓練の修了前から母子自立支援プログラム策定員とともに就職活動を開始した。
- 相談者に正社員雇用や月給に対するこだわりが多くあったが、夜勤はできないことや、日本語の能力などの状況もあったため、策定員より日本の就職活動の現状と方法を丁寧に説明し、面接会や情報提供を継続した。

就 職

介護施設において、訓練修了後1か月で正社員を前提として採用が決定し、3か月後に正社員となる。収入は、月当たり20万円となった。

評価

働く意欲はありながら、言語などの壁により、各種相談機関や制度の情報収集と利用が困難な相談者に対して、相談員が関わることで相談者の望むキャリアアップにつなげることができた。また、就職に関する文化や考え方も異なるため、日本の就職活動と方法などを丁寧に説明したことも、円滑な就職につながった。

事例

8

生活を重視し、早く就職できる支援に切り替える

年齢等：母親・30歳代

家族構成：成人1人・高校生1人 支援期間：3か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：ハローワーク

相談時の 状況

相談者は、離婚後、児童扶養手当の請求のために来所したが、生活の不安や精神的な動揺についての相談となった。相談時には、成人した子供もアルバイト就労であり、相談者のパート就労と預金取り崩しにより、教育費・生活費・家賃などの生計維持がされているという、困難な状況であった。高校生の子については、養育費の対象であるが、前夫の借金が多かったため、請求していなかった。

就業状況 ・経歴等

幼稚園教諭5年、事務職12年の職歴があり、幼稚園教諭と保育士の資格を持っている。相談時は、パートの事務職で、収入は月当たり8万円であった。

- 本人は、事務職希望であり、ハローワークの支援につながり、過去の経験のみでは正規雇用の転職が困難であった。
- 生活を支えるために、幼稚園教諭・保育士の資格を活かす方向での支援に切り替え、保育所への採用が決まる。

就 職

正社員の保育士となり、収入は、月当たり約17万円となった。

評価

相談者の生活を支えることに重点をおき、事務職の経験があっても正社員雇用が難しい状況の中で、就職の方向性を切り替え、保育士資格を活用することにより、短期間で就労につながられた。

事例



資格をより活かす目標をたて、着実にスキルアップ

年齢等：母親・20歳代

家族構成：乳児1人 支援期間：11か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：東京都就職チャレンジ支援事業、母子自立支援プログラム策定員
東京都ひとり親家庭支援センター

相談時の 状況

当該自治体では、児童扶養手当の申請書類を渡す際に、就労支援アンケートを添付することとしている。相談者は、就労支援アンケートを提出することで、就職相談につながった。

相談開始時は未婚であり、産後1か月足らずの状況で、無職であった。

就業状況 ・経歴等

簿記2級の資格はあるが、アルバイトや派遣社員、正社員など職場を転々としており、実務経験が少ない。

- 本人は、経理事務への再就職を希望していた。即戦力として自信を持てるよう、訓練受講後の就職活動为目标とする。
- 訓練中の生活の安定も考慮して、受講奨励金が支給される東京都就職チャレンジ支援事業の職業訓練に応募する(※東京都就職チャレンジ支援事業は平成23年3月期生で終了)。
- 社会保険実務、簿記、経理基礎に合格し、2か月間受講した。
- 受講後、母子自立支援プログラムに申し込み、ハローワークの就労支援ナビゲーターの支援を受け、就職活動を開始した。
- 東京都ひとり親家庭支援センターの求人もあわせて探す。
- 支援の中で、①経理部門への就職、②子どもが小さいうちは時間の融通が利く派遣就労で実務経験を積み正社員をめざしたい、という本人の希望が明確になる。
- 就職活動開始3か月後、保育園入園も決まる。

就 職

産休代替の1年契約の経理事務が決定し、収入は月当たり22万5千円となる。

契約期間満了後の継続を要請されており、本人にもその意思があるとのことである。

評価

児童扶養手当の申請書類に添付した就労支援アンケートにより、対象者の掘り起こしができ、支援につながられた。

もともと持っていた資格を就職に確実につなげるための訓練や、訓練中に奨励金を得られることでの生活の安定など、総合的な支援を計画的に行ったことが、相談者の就職観や目標を形成することとなった。

事例

10

職務経歴が少ないため、訓練とパートからの就労開始

年齢等：母親・30歳代

家族構成：小学生1人・幼児1人 支援期間：6か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：東京都就職チャレンジ支援事業、ハローワーク、
東京都ひとり親家庭支援センター（パソコン教室）

相談時の 状況

相談者は、実家の同居家族と生計が同一であったため、児童扶養手当の受給はなかった。

就業状況 ・経歴等

相談時は無職で、職歴も軽作業のアルバイト経験のみであった。

- 相談者は職務経歴もなく、資格もない状態であったため、東京都就職チャレンジ支援事業の職業訓練（医療事務・介護事務）に申し込み受講する（※東京都就職チャレンジ支援事業は平成23年3月期生で終了）。
- 受講後、本人は自分で就労先を探すつもりでいたが、困難であったため、母子自立支援員のもとにふたたび相談に訪れた。
- 母子自立支援員からハローワークにつながる。
- 医療事務の求人はあったが、経験者を望む求人が多く、面接した10箇所すべて落ちてしまう。
- ハローワークでは、「医療事務の求人は経験がないと難しいので、30箇所落ちるつもりで頑張ってください」との助言も得た。本人は明るく前向きな姿勢であり、強い意思を持ち続け、就労につながる。
- 今後のキャリアアップに向けては、さらなるスキルアップが必要なため、あわせて、東京都ひとり親家庭支援センターのパソコン教室（基礎）を受講する。

就 職

歯科医院の医療事務として、まず経験を積むためのパート就労を行うこととなった。収入は、月当たり5万円であった。

評価

職歴や資格がないなか、訓練や、職務経歴を補うためのパート就労からの開始という選択をすることで、次のステップアップにつながる一歩となった。

厳しい求人状況に際して、ハローワークの客観的な助言と励ましがあったことで、相談者があきらめることなく、前向きに頑張る姿勢につながった。

事例

11

就職条件を明確化して希望職場に就職

年齢等：母親・30歳代

家族構成：幼児2人 支援期間：1か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：ハローワーク、母子自立支援プログラム策定員、保育所

相談時の 状況

相談者は、離婚後、未婚で2人目を出産し、2児を抱えてパートをしていた。

仕事が長続きしない状況で、第1子の保育園を近々退園になるため、相談に来所した。

就業状況 ・経歴等

製造業のパートに従事しており、収入は月当たり6～8万円であった。ホームヘルパー2級の資格を持っていた。

- 第1子の保育園が退園になる前に仕事を探したいが、第2子の保育園の空きがないという状況で、相談者はジレンマと不安を抱えていた。
- ホームヘルパー2級の資格を活かして、介護の仕事をしたいという希望があったため、母子自立支援プログラムを勧めてハローワークの就労支援につなげた。また、さらにステップアップして、将来は介護福祉士の資格を取得したいという気持ちもあった。
- ハローワークでは、介護の仕事で、託児があり、保育園の送り迎えが可能な就業時間、と条件を明確にし、仕事を探した。
- 第1子の保育園については、保育担当の職員に近いうちに就職ができることを話し、延長が可能となり、就職後も継続して入園することができた。

就 職

医療機関の介護職にパートとして就職する。収入は月当たり12～14万円となった。職場は、託児付きで、ひとり親に対する理解のある職場であった。

評価

生活状況を把握して、継続就労が可能なように条件を明確にして仕事を探したことで、相談者の状況に理解があり条件に合った職場への就職が可能となった。

本人が、保育と就職活動のジレンマで不安を感じていた中、母子自立支援員と保育担当が連携し、安心して就職活動に専念できる環境を確保した。

事例

12

面接・就職につながる選考書類の記載指導

年齢等：母親・30歳代

家族構成：小学生1人 支援期間：1年1か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：ハローワーク

相談時の 状況

相談者は、短期派遣社員として就業をしてきたが、派遣切りに遭ったため来所した。

就業状況 ・経歴等

高卒後、飲食店・工員に就業した。その後、専門学校で事務科の職業訓練を受け、十数社の派遣社員として就業してきた。1社の継続期間は、短いもので3か月、長いもので2年であったが、派遣での就業スタイルが気に入っていた。収入は、月額22万円であった。ワープロ4級・簿記3級・文章技能検定3級・ビジネスPCスキル3級などの資格を持っていた。

- 正社員をめざし、時間がかかってもがまん強く探すこととした。
- ハローワークの就労支援事業を利用し仕事を探したが、職務経歴書は全ての職歴を羅列した平板なものを作成しており、全て書類選考で落ちてしまう。
- 本人の人柄や資質から、書類選考が通って面接にいけば採用される可能性が高いと判断し、履歴書の書き方に指導の重点を置いた。
- 全ての職歴を羅列するのではなく、企業の求めている人材要件にあった経歴を強調して履歴書や職務経歴書を作成するようにし、面接につながり、採用が決定した。

就 職

事務職の正社員となり、収入は月額約20万円となった。

前職より収入は下がったが、正社員としての安定やボーナスについて、本人が安心感を得ているとの報告があった。

評価

書類選考に受かる履歴書等の書き方に重点を置いた指導が就職につながった。正社員への就業と目標を定めたことで、収入が下がっても本人が納得して就業するという、満足度の高さにつながった。

事例

13

自分の魅力を知ることが就職への自信に

年齢等：母親・20歳代

家族構成：幼児3人 支援期間：10か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：母子自立プログラム策定員、ハローワーク

相談時の 状況

離婚し、住宅ローンは相談者の負担となっていた。職場を解雇され、保育園の退園のおそれがあり、相談に来所した。

就業状況 ・経歴等

営業職のパートで、時給850円であった。
簿記3級・暗算2級の資格を保有していた。

- 自立支援プログラムの策定を行った。キャリアカウンセリングの中で、「父が運送業だったため、運転の仕事に憧れていること」などが把握できた。
- 本人は化粧や服装が派手で、受け答えもぶっきらぼうな感じであった。しかし、笑顔が良い印象であるため、その良い印象が面接で効果的であることを伝え、自信につなげた。
- 面接官の質疑に応答するコツを覚えるために、ハローワークでの面接指導と履歴書指導につなげた。

就 職

配送業のパートで、時給900円となった。

評価

本人がキャリアカウンセリングの中で、自分が本当にやりたい仕事について、意識することができた。

面接が苦手であったが、笑顔という自分の強みを知ること、自信につながり、面接のコツやアピールポイントを自分でつかむことができた。

事例

14

応募書類と服装の準備で、急な面接にも対応

年齢等：母親・30歳代

家族構成：小学生1人 支援期間：1か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援プログラム策定員

活用した機関・制度等：母子自立支援員、ハローワーク

相談時の 状況

相談者は、派遣社員であったが、契約期限の満了目前であったため、正社員への就業を望み相談に来所した。当時、家賃が高額なところに住んでおり、家計を圧迫していた。

就業状況 ・経歴等

一般事務の派遣社員で、賃金は時給1,600円であった。派遣社員としては、切れ目はないものの、3か月から1年8か月の短期間就労を繰り返していた。珠算3級、簿記3級の資格を保有していた。

- 母子自立支援員を交えて相談対応し、生活の安定を図るために、就職活動の迅速な開始と、収入に応じた家賃の家への転居を助言した。
- また、ハローワークでの就職活動を優先することとした。活動に当たっては、履歴書、職務経歴書を持参するよう助言し雛形を渡すとともに、面接に対応できる服装で行くよう、助言をした。
- 相談員は、前もってハローワークで求人検索をし、同行当日に本人に求人票を見せ、希望した企業に連絡する。書類選考で応募者多数であるため当日締切りと言われたが、就職への熱意を伝えたところ、当日すぐ面接に来られるならばということで応募を許され、面接の結果即採用となった。
- 求人票では、産休代替員の1年間という期限付きであったが、面接の結果、期限無しの正社員採用となった。

就 職

卸売業の事務の正社員となり、収入は月額19万円となった。

評価

最近の求人は書類選考が多いため、自分を売り込むための書類づくりを強調したことにより、本人が万全の準備をして就職活動に臨むことができた。

相談員が、ハローワークの職員に一方的に任せるのではなく、前もって情報を提供しアドバイスをすることが就職につながった。

応募書類を持参し、面接できる服装でハローワークに行くという、準備周到さと熱意が、急な面接のオファーに対応可能とし、企業からの好印象につながった。

事例 15

長期的な就職活動を続けた支援者の寄り添い

年齢等：母親・40歳代

家族構成：小学生1人 支援期間：3年4か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：ハローワーク、母子自立プログラム策定員

相談時の 状況

相談者は外国籍であり、永住権を得ていた。夫からの暴力があり、シェルター等に避難しながら、離婚調停・裁判を行っていた。避難から2か月後より生活保護を受給した。

就業状況 ・経歴等

外資系企業で事務職正社員として勤めた後、3年以上無職であった。母国で公認会計士の資格を取得していた。

- 当初から就労意欲が高く、本人は、キャリアと知識を活かせる職種への就労を強く希望していた。しかし、夫の追跡、これまでの暴力による精神的なダメージ、日本語の問題、社会情勢悪化に伴う求人数の減少などの影響を受け、就労先が決まるまでに時間を要した。
- 本人のメンタルケア等に配慮しつつ、居所を移動する毎に最寄のハローワークに同行して職業紹介を行った。
- ボランティアでの日本語教室、日本語でのパソコンや会計を学ぶためのハローワーク等の講習会について、随時情報提供した。
- 相談開始から約2年後、日本語能力試験2級に合格した。
- 知人から求人企業の情報を得て、応募し、採用が決定した。

就 職

外資系事務所の会計事務の契約社員として採用、収入は月当たり18～24万円となった。

評価

相談者の状況を踏まえて、同行支援や情報提供を随時適切に行ったことで、長期的に大変な状況の中で、本人が就労意欲を失わず就職活動を継続することにつながった。

本人がこれまでの生活で築いてきたインフォーマルの関係から、就職先の開拓につながった。

事例

16

求職活動の苦労が、長期就業の意志に

年齢等：母親・30歳代

家族構成：小学生2人 支援期間：2年2か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：ハローワーク

相談時の 状況

相談者は、以前に小売店のパートを解雇され、母子自立支援プログラムのもと、製造業パートに就職していた。その後、製造業パートを解雇され、さらにハローワークで就職した調理補助パートの仕事について、職場環境になじめず来所した。

就業状況 ・経歴等

調理補助パートに就いて約半年であった。

- 仕事を紹介したハローワークからは、「求職活動が厳しい状況なので、すぐにやめないように」と助言をもらったとのことであったので、職場の上司等に相談してみるよう勧めた。しかし、結局本人が頻繁に休むようになり、解雇に至ってしまった。
- ハローワークに3度目の支援を依頼した。求職活動が難航し十数社へ履歴書を出したが、書類選考の段階で落ちてしまうことも多く、本人は、同時並行して、自力で求人情報を探す努力を始めた。
- 本人は、小売業の接客に戻りたいとの希望があり、自宅圏内の求人を探して回ったが、条件の合う求人は見つからなかった。
- ハローワークからの紹介で仕事が決まった。

就 職

社会福祉施設での清掃・調理のパートで、収入は、月額13万円となった。やっとの思いで手にした再就職と、気持ちを新たに取り組んでいる。

評価

相談者が、実際に求職活動を試みたことで、長期間就職したいという意志が強まった。

転職を繰り返す相談者に対し、関係機関が継続的に連携して支援をしたことも、再就職への本人の努力につながった。

事例

17

パートで、事務職としての働き方の経験を積んでみる

年齢等：母親・20歳代

家族構成：幼児2人 支援期間：6か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：母子生活支援施設、母子自立プログラム策定員、職業訓練校

相談時の 状況

相談者は、20代前半で結婚し、すぐに妊娠、出産した。しかし、夫の女性問題と借金で離婚し、居所を失ったため、母子生活支援施設に入所した。

就業状況 ・経歴等

高校卒業後は、フリーターとして働いていた。

離婚後は、飲食店で勤務していた。収入は月額約8万円であった。

- 母子自立支援プログラムを申請し、職業訓練校でIT系のスキルを習得する。
- 訓練受講後、自治体の臨時職員として就労を開始し、これまで経験したことがない事務職として働くことができた。

就 職

自治体事務の臨時職員としての収入は、月額約14万円となった。

評価

就業経験は、フリーター・接客業であったが、その後の就業の選択肢を広げるために、事務職としての働き方を体験することができた。

臨時職員としての就業であるが、母子生活支援施設に入居している中、生活の基盤の安定を図れており、今後は生活面や、経済面からも自立が見込まれる。

事例

18

前職での職場都合による解雇がプラスイメージに

年齢等：母親・40歳代

家族構成：大学生1人・高校生1人 支援期間：3か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：就労支援ナビゲーター、母子福祉資金

相談時の 状況

相談者は、長年勤めた会社が不振のため、突然閉鎖することになり来所した。会社閉鎖に伴う諸手続きを担当し多忙ななか、一方で大学進学を控えた子供がおり、早急に就労先を見つけるとともに、就学費用の借入れを考えていた。

就業状況 ・経歴等

事務職正社員として長期間勤務していた。収入は、月額約40万円であった。

- ハローワークの就労支援ナビゲーターに面談予約を行い、同時に母子福祉資金貸付の手続きを進める。
- 長年の事務経験の実力がありながら、資格は所持していないという点があり、状況によっては求職活動と資格取得を並行して進めるという案も考えられた。
- 子供の受験の心配も重なり、精神的にも不安を抱え、落ち込んでいる様子があった。
- 子供が無事に大学に合格し、本人が明るく落ち着いた表情であったので、求職活動を具体的に進め、案件を紹介した。

就 職

前職の会社閉鎖に伴う事務処理の確実さや誠実な態度が評価され、製造業の事務職正社員として採用が決まった。収入は、月額26万円となった。

評価

子供の進学は親にとって大きな課題であるため、母子福祉資金の支援を同時並行して行ったことが、その後の就職活動につながった。

会社の閉鎖というネガティブな背景があっても、リスク対応能力や誠意というプラス要素については、十分企業に対してアピールする材料となった。

2 東京都ひとり親家庭支援センターの支援事例

事例

19

希望職種へのこだわりをなくしたことで、就業が可能に

年齢等：母親・30歳代

家族構成：幼児1人 支援期間：4か月

最初に相談を受けた機関：東京都ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：保育所・母子家庭等高等技能訓練促進費・私学財団助成金

相談時の 状況

相談者は離婚後、貯蓄を取り崩しての生活をしていた。

就業状況 ・経歴等

相談時は無職であった。医療事務、営業事務で7年就労後、2年のブランクがあった。

中高英語教員免許、医療事務、韓国語能力試験5級日本語教員養成課程修了証を保有していた。

- 語学を活かす翻訳等の仕事がしたいと来所した。保育体制を整えてから、希望職種の雇用状況等の情報収集から始めることとした。
- 保育所が決まった後、就業の希望条件を絞った。東京都ひとり親家庭支援センターからは遠方に居住していたため、4か月間求人情報と就職関連資料を送付し、電話での支援を続けた。しかし、本人の条件に合う案件はなかった。
- 4か月めに、東京都ひとり親家庭支援センターの季刊誌の記事から、看護師となった方の体験談に目が留まり、事務職にこだわらず視野を広げ、「勉強と仕事ができる院内保育が可能」という準看護師への道を選択することとした。
- 准看護師学校に合格後、看護助手の仕事に就くことができた。

就 職

看護学校学生と兼務で、正規職員の看護助手に採用された。

評価

住所地が遠方のため、電話と郵送による支援となったが、「対面でなくとも支援がつながっていたこと」がモチベーションの維持につながった。

希望職種にこだわらず、視野を広げたことで、具体的な就職につながった。

事例

20

パソコンがなくても、地域資源を活用しスキルを習得

年齢等：母親・40歳代

家族構成：中学生1人 支援期間：6か月

最初に相談を受けた機関：東京都ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：東京都ひとり親家庭支援センター（パソコン講習会）、
民間パソコン教室、21世紀職業財団講習会

相談時の 状況

相談者は、営業事務の派遣業務の契約満了後、雇用保険終了までに事務職への再就職を目指してパソコン教室実践コースに来所した。

子供に発達障害があり、放課後のケアをしながらの就業に不安を抱えていた。

就業状況 ・経歴等

営業事務の派遣業務の経験が2年あった。珠算1級を保有していた。

- パソコン講習会では、実践コースに来所したが、実際は、入力もおぼつかない状況だったので、パソコン教室をさらに受講することとした。
- 職務経歴書等の応募書類の作成については、パソコンを自宅で持っていないため、地元就職機関のパソコンを活用して仕上げた。
- 21世紀職業財団主催の再就職セミナーにも参加する。
- 子供の進級先が決まり、仕事は、職場体験を受けて決める予定であると連絡があった。

就 職

職場体験の結果、営業事務職の常勤パートに採用された。収入は、派遣業務時より下がったが、自宅から自転車通勤もできる勤務地で、無理がなく仕事と生活の両立が可能となった。

評価

パソコン教室などいろいろな資源を活用し、家にパソコンがなくとも、就職活動を効果的に行うことができた。

職場体験を受けたうえで、納得して、現実的な就職をすることができた。

事例 21

取得した資格にこだわらず、選択肢を拡げて就業

年齢等：母親・30歳代

家族構成：実両親・小学生1人・幼児1人 支援期間：9か月

最初に相談を受けた機関：ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：ひとり親家庭支援センター（パソコン講習会）、
東京都母子家庭の母の職業訓練

相談時の 状況

相談者は、子育てのために、土日夜間の就業は避けていたため、長年の経験がありながら、エステティシャンとしてパートで従事せざるを得ない状況であった。

同居している実両親の経済的な負担を軽減するため、正規事務職への転職を考えるようになった。

就業状況 ・経歴等

エステティシャンでパート勤務であった。

エステティシャンの国際ライセンス及び簿記3級を保有していた。

- 事務職への転職の希望のため、まず、パソコン講習会を受講した。
- 事務職の経験がないことから、正規雇用とパートの双方を視野に入れて、求人情報提供と応募書類作成支援を平行して行った。
- 職業訓練情報の中から医療事務に関心をもち、母子家庭の母の職業訓練（医療事務）に応募し3か月間訓練を受けた。
- 自宅に近い病院で正社員の医療事務職に決定したが、求人票に明記されていなかった土曜日の勤務があり、やむなく退職する。
- 医療事務にかかわらず範囲を広げて求職活動を再開する。

就 職

面接の際、エステティシャンという経歴が着目され、一般事務職の正社員として、採用が決定した。収入は月額20万円となった。

評価

事務職をめざし、パソコン講習会や医療事務の職業訓練を受講したが、希望にこだわらず、職種の種類を拡げたことで、正社員への採用につながった。

事例 22

不安等の傾聴の場となることが、支援の糸口に

年齢等：母親・40歳代

家族構成：中学生1人・小学生1人 支援期間：1年2か月

最初に相談を受けた機関：東京しごとセンター

活用した機関・制度等：マザーズハローワーク、ワークセンター

相談時の 状況

相談者は結婚後上京し、5年前に夫と死別するまで専業主婦だった。死別後は、持ち家で、遺族年金により、子育て中心の生活を送る。子供の成長に伴い、短時間の夜間清掃で生計を支えてきた。

就業状況 ・経歴等

夜間清掃のパートで、時給850円であった。

- 東京しごとセンターに就業相談をし、東京都ひとり親家庭支援センターを紹介される。
- 来所時より、夫の死後の不安やストレスなどを矢継ぎ早に話される。
- 就労への希望条件は、「パソコンができないので労務職、女性の少ない職場、近くで短時間かつひとりで行う仕事」であり、マザーズハローワーク、近隣のワークセンターを活用し、検針や清掃の職に就いた。
- 仕事上の問題や不安等で6回ほどの来所を受け、随時解決策を模索し助言を続けてきた。
- 相談開始から1年後の来所相談時、ヘルパー2級を取得していること、看護学校で学んだ経験があることが解り、看護・介護関係の求人を案内する。

就 職

歯科助手のパートとして採用され、賃金は、時給900円となった。

評価

ひとり親家庭になった後の、生活上の不安やストレスの傾聴の場となることにより、継続的な支援が可能となった。

相談を通じて信頼関係を形成できたことにより、ひとりで行う仕事を好む傾向の相談者に対して、過去の就業経験や取得資格などの情報をひきだすことができ、就職につながることができた。

事例 23

就業経験が少なく転職をしながら方向性を模索

年齢等：母親・40歳代

家族構成：中学生1人 支援期間：2年2か月

最初に相談を受けた機関：東京都ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：職業訓練

相談時の 状況

相談者は、離婚直後であったが、子供の将来の高校受験を視野に入れて、就職したいと考えていた。

就業状況 ・経歴等

自宅の自営業の事務手伝いの経験程度であった。

- 前向きな性格の持ち主で、できそうな仕事なら選ばず応募したいという希望であった。東京都ひとり親家庭支援センターもマンション管理や事務職等様々な求人情報を提供したが、本人もハローワークや情報誌、ネット等活用して精力的に応募し、自力で事務の正社員に採用されたが、3か月後、会社の業績不振で職を失った。
- 子供の高校受験を機に、当面の生活を維持できる収入があれば、正社員にこだわらない方向に転換し、社会保険や通勤手当があり、土日休と好条件の事務のアルバイトに採用された。
- 1年半勤務後、子供の高校進学後の生活も落ちついたため、「離婚後の2年間忙しすぎたので、落ち着いて考えたい。」という相談があった。職業訓練の募集時期でもあり、自己啓発の時間を持つのはどうかと勧めたところ、経理の力をつけたいと簿記会計の職業訓練に申請し、1回めで受講許可を得た。

就 職

職業訓練後、経理事務の契約社員として就職した（一定期間後正社員登用見込み）。

評価

相談者は就業経験は少なかったが、解雇、アルバイトなどの経験を経ながら、常に前向きに自分の働き方を捉える姿勢が変わらなかった。

相談開始時は、就労は離婚や子供の進学への対処方法と捉えていたが、自分にとって働くことの意味を考えられるようになった。

事例

24

専業主婦から長いブランクを経て就業に

年齢等：母親・40歳代

家族構成：成人1人・高校生1人・中学生1人 支援期間：5か月

最初に相談を受けた機関：東京都ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：民間資格取得研修機関、東京しごとセンター

相談時の 状況

相談者は、専業主婦であったが、夫との離婚により、就職をしなければならぬと相談に来所した。

就業状況 ・経歴等

結婚前に、販売職、営業職をあわせて1年半の経験があったが、結婚後は専業主婦で、ブランクの期間が長かった。

- 「どんな仕事でも良い」と話す一方、「過去に経験がある販売職で」との話もあった。家から近い勤務地にもこだわっていた。求人探し方、履歴書・職務経歴書の作成等について具体的に助言し、支援を開始した。
- 販売職で10件応募し、4社面接を受けたが不調に終わった。2か月間の就職活動で、販売職での就職は難しいと疲れた様子が見えた。
- 半月後、本人が就職の厳しさを実感し、販売職への志望動機について改めて考え直した結果、有料のヘルパー研修を受けることとする。
- 1か月後、介護ヘルパー2級が取れる。友人の働く老人ホームに応募するため、書類作成の相談に来所した。自信を持って応募したが、不採用となり、東京しごとセンターの面接会の参加を勧める。

就 職

面接会で出会った企業から、初心者でも大丈夫という老人ホームを紹介されて、介護職の契約社員として採用された。

評価

相談者は就労のブランクが長く、過去の経験をもとに職種を絞って再就職しようとしていたが、実際の就職活動を経て、こだわりをなくしたことで、資格取得や就業に結びついた。

本人が継続して相談を求めたことで、転機となる時点での後押しができた。

事例
25

本人の人柄や趣味を背景に、説得力のある履歴書類を作成

年齢等：母親・40歳代

家族構成：中学生1人 支援期間：3か月

最初に相談を受けた機関：東京都ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：なし

相談時の 状況

相談者は、派遣社員の契約が切れ失業したため、来所した。前職の経験を活かしつつ、3か月の雇用保険受給中に再就職したいと望んでいた。

就業状況 ・経歴等

短大卒業後から出産前まで、12年間で2社の事務職を経験していた。離婚後は、食品店での販売員のパートを6年間、派遣社員として医療秘書に2年従事した。

アロマセラピー検定1級を保有していた。

- 医療事務の仕事の情報提供を行うとともに、履歴書等の記載支援を行う。本人の記載があっさりしすぎており、今までの経験などを本人と振り返りつつ、訴求力のある作成方法を支援した。毎週来所し、書類の改善点はその日のうちにメールで書き直してくる熱心さであった。
- 毎週複数社に応募したが、面接までも進めず苦勞する。センターでは、さらに本人の資質を具体的に見せる記載が必要と考え、相談を重ねた。
- 相談の中で、本人のPRポイントは、誠実さと粘り強さと捉え、さらにその背景を探すと、フルマラソンやトライアスロンを20年以上続け、好成績を残したことにあることがわかった。
- 自己PRや志望動機に「スポーツで培った不屈の精神と仕事への熱意」を書くことを助言し、就職活動を再開したところ、面接まで進む応募先が増えた。

就 職

総合病院の医療事務の正社員に採用された。

評価

応募書類作成支援を適切に行えたことが就職につながった。

特に、相談者の資質を職歴だけでなく、趣味やパーソナリティまで掘げたことで、「自分の言葉で等身大の資質」に表現できたことが、好印象につながり、面接・就業の決め手となった。

生活全般の相談を受け止める中で、優先課題を整理

年齢等：母親・40歳代

家族構成：実母・小学生1人 支援期間：9か月

最初に相談を受けた機関：東京都ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：生活保護

相談時の
状況

離婚後の上京を前提とした相談のために来所した。相談者は、離婚のこと、住まい探しや、子供の学校の選択など、様々な課題を抱えていた。本人に健康上の課題もあった。

就業状況
・経歴等

相談時は無職であった。過去に電話のオペレーターとして3年正社員の経験があるが、退職後のブランクも10年近くあった。

- 都のひとり親福祉施策の概要と住宅を決める際のポイント、養育費の取り決め等、離婚時に必要な対策やそれぞれの相談先についての情報を、まず提供した。
- 離婚後、都内に転居を済ませ、求職のため再来所する。生活のため、常勤での就労を希望したが、就労のブランクがあり、自身の健康課題もあるため、まずパート就労からではどうかと提案した。
- 8か月おいて、再来所する。その間、実母の急病による看護で、求職活動が行えず生活保護受給に至っている状況であった。本人と確認しつつ、就職関係の課題と生活関係の課題とを整理する。
- 本人は、早く就労して生活保護を止めたい意向だが、求人状況の厳しさを考慮し、職業訓練を勧めた。訓練に落選したときの早期就労も視野に入れ、テレフォンコミュニケーション職の応募も検討した。
- 最終的に訓練は落選となるが、応募はスムーズに進み、過去の電話オペレーターの経験が活きて、採用に至った。

就 職

契約社員のテレフォンコミュニケーション職として採用され、収入は、時給1,200～1,300円となった。

評価

相談者の相談課題が生活全般にわたっていたが、就職関係の課題と生活関係の課題を整理し、何を最優先とするのかの判断・選択への支援ができた。

訓練や就職など、予想をたてて、複数の選択肢を準備し備えることで、本人の生活の安心感にもつながった。

事例

27

今までの経験を自信につなげ、就職のモチベーションに

年齢等：母親・40歳代

家族構成：小学生1人 支援期間：10か月

最初に相談を受けた機関：東京都ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：職業訓練校、ハローワーク

相談時の 状況

相談者は、派遣契約を続けてきたが、安定した雇用を求めて来所した。派遣社員でいたことについて、自己肯定感が低く、自分でも将来像や希望がよくわからないとのことであった。

就業状況 ・経歴等

約20年、派遣契約社員として、一般事務・営業事務に従事していた。

- まず、自信の回復と将来の展望を見出すことから始めた。20年のキャリアは十分自信をもって良い事であることを伝え、自己理解を深めるために経験の振り返りを行った。
- 相談の中で、本人が今までの経験を活かすような職業訓練を受けたいこと、将来的に財務関係の事務を希望したいことが把握できた。
- 3週間後、職業訓練校の面接のポイントを伝えるとともに、申請書類作成を一緒に作成後、提出した。
- 財務訓練コースに合格し、訓練を受講した。

就 職

半年後、訓練校で見つけたハローワークの求人に応募し、事務職の正社員として採用された。

評価

相談者が、相談を通じて自分に自信を持てるようになったことが、就職へのモチベーションとなり、将来像や就職への希望を把握する糸口となった。

3 個別相談窓口 T-hop の支援事例

事例

28

資格等を活かせる職業を幅広く捉える

年齢等：母親・30歳代

家族構成：小学生1人・保育園1人・親族1人

支援期間：6か月

最初に相談を受けた機関：T-hop

活用した機関・制度等：ハローワーク

相談時の 状況

相談者は、正社員として勤務はしているが、自身の希望と違う新規事業の担当となり、将来のキャリアに不安を感じて、転職の相談に来所した。親族と同居していたが、独立して親子だけの生活をするために、収入増も希望していた。

就業状況 ・経歴等

工業高校でインテリアを学び、新卒で住宅メーカーの設計部門に就職し、正社員として10年勤務していた。出産で退社後、6年間のブランクがあったが、復職し1年半勤務したところであった。収入は、年収で約240万円であった。

宅地建物取引主任者、簿記2級の資格を保有していた。

- 住宅メーカーの勤務経験から、住宅・不動産業界でのキャリアアップを志向していたが、ハローワークからの情報収集などから、同業界の中途採用では経験不足であることがわかる。
- 転職の希望はあっても、企業の選択基準があいまいで、ターゲットが明確でなかった。そのため、資格や知識・経験を活かせる不動産賃貸業をターゲットとしていくことを提案する。
- T-hopの求人案件から、不動産賃貸業を展開する企業とマッチングし、採用が決定する。決定に当たっては、本人が逡巡する面もあったが、経営者のひとり親家庭への理解が伝わり、就職を決めた。

就 職

不動産賃貸業のリフォーム部門の事務職の正社員として入社し、収入は年収で約300万円となる。

なお、同社では、管理物件を借り上げ社宅として提供する予定もあり、住居の課題も解決に向かいつつあるとのことである。

評 価

本人の経験や資格を活かせる業種・業態を幅広く捉え、選択肢を広げることが、就職につながった。

就職の意思決定までには、逡巡する場面もあったが、理解ある経営者に恵まれたことも、就職の決め手となった。

事例

29

自分の中の優先順位を見据えて、未経験分野にチャレンジ

年齢等：母親・40歳代
家族構成：高校生1人 支援期間：2か月
最初に相談を受けた機関：T-hop
活用した機関・制度等：ハローワーク

相談時の 状況

相談者は、営業職の契約社員だったが、会社の業績悪化により契約更新が不可能になり、経験を活かせる営業事務の仕事を探すために来所した。

就業状況 ・経歴等

営業事務や一般事務、電話対応業務等を正社員、契約社員などの雇用形態で従事し、職場も転々としてきた。収入は、年収で約235万円であった。

- 本人は、営業事務、一般事務等での再就職を希望していたが、年齢や就業経験、パソコンのスキル等で不安も持っていた。
- 複数の企業に応募をしたが、採用には至らなかったため、再就職における優先順位、将来像を再度話し合う。
- 優先順位として①長く仕事をしていける安定した環境、②福利厚生面がしっかりしていること、③経験を活かせる業務があること、の3点が、本人の中でも明確になる。
- 上記の条件に合致する会社で、電話オペレーター職種に変更して応募する。前向きな考え方や、子育て経験での時間管理の高さを評価され、契約社員として採用が決定する。

就 職

クレジットカード会社の電話オペレーターに、契約社員として採用される。収入は、年収約250万円に加え査定賞与がつくこととなった。

評価

就職に向けて、自分の中での優先順位をきちんと捉えることにより、求人案件の見方が変わった。

経験した職種へのこだわりをなくし、現在の自分ができる仕事を考えるようになったことで、具体的な就職に結びついた。

相談者の資格・経験が採用の決め手に

年齢等：母親・40歳代
 家族構成：小学生2人 支援期間：2か月
 最初に相談を受けた機関：T-hop
 活用した機関・制度等：ハローワーク

相談時の
状況

相談者は、夫と別居、離婚協議中に来所した。自宅近くの食堂でパート勤務をしていた。離婚後はフルタイムで仕事をしないと生活していけないと思うが、どうしたらよいのかまだわからないと話していた。

就業状況
・経歴等

大手IT企業にて事務、秘書、社員教育業務で約8年の経験があった。ブランクを経て子育てに専念するため、家計収入のために食堂のパートに週3回従事し、収入は年収で約30万円であった。

そのほか、パソコンインストラクターの経験を活かし、パソコン教室でボランティアとして参加するなどの活動経験もあった。

- 職種にこだわりはなく、フルタイムの仕事を希望していた。パソコンのスキルは自信があったが、年齢とブランクは不安としていた。
- 初めての来所から1か月後に離婚が成立し、本格的な支援に入る。
- 再就職における優先順位を考えてもらい、①長期就業可能な企業であること、②経験を活かし更にスキルアップできる環境を優先することを本人と確認した。
- 上記の条件を満たす紹介案件の中から、ある人材派遣会社の企業理念に本人が共感し、営業職に応募希望する。T-hopとしては、本人の経験を踏まえると、営業職のみならず他のポジションでの可能性もあると考え、面接を申し込む。
- 実際には、パソコンスキルを活かしたサイト運営の事務職で企業から打診され、本人も納得して採用が決まる。

就 職

人材派遣会社の契約社員の事務職として採用され、収入は年収約240万円となった。

評 価

離婚前からの支援であり、相談者の精神的サポートを果たした面もある。相談者の就職に関する希望の優先順位をつけたことで、マッチングする企業を絞ることができた。

本人がパソコンの資格を持っていたため、企業側からは希望した営業職ではなく、パソコンのスキルを活かせる職種でのオファーが来る可能性も想定して応募したことが、採用につながった。

第2章

事例にみる就業支援の成功ポイント

30の事例は、たまたま就業に結びついたというのではなく、就業に結びつけた相談機関の支援が背景にあります。

事例を通じて、相談開始から就職に至るまでの、就業支援の成功ポイントをみましょう。

まず、全事例に共通する事項として、相談・支援に当たっての支援機関の姿勢について、概括します。

1 解決策は相談者の中にある。引き出し、背中を押す支援を

相談者は、相談内容に関して、考えたり悩んだりした中で、助言を求めて支援機関に相談します。相談内容は、支援機関にとっては、相談・支援という限られた時間での関わりとなりますが、相談者にとっては、自分や家族の生き方に直結しています。相談者の一番の相談相手は相談者本人であり、自問自答が繰り返されたうえで、支援機関に助言が求められます。

相談者が相談を求める際、本人としては、こうありたい、こうしたいという意向があり、現実との調整の折り合いをつけていく難しさが、悩みや不安として表れます。相談者に意向があること自体が解決のための原動力であり、解決策は本人の中にあるといえます。

支援機関は、相談者の中の解決策を引き出し、具体的な解決のための方法を助言することにより、相談者が行動するための背中を押すという役割を担うという姿勢が重要です。

2 相談というアクションが重要な一歩

相談者が、電話であれ来所であれ、相談というアクションをとったことは、支援において重要な一歩です。

相談者が、他者に相談をできる、他者の力を頼ることができる、ということ自体が、大きなポテンシャルを示すもので、その後の就職支援においても、重要な意味を持ちます。

ひとり親家庭の就業相談は、配偶者との関係や今までの就業でのつまづき体験など、プライバシーを表出するためのエネルギーを要するものです。

そのため、支援機関は、相談をしてきたこと自体をねぎらうとともに、安心して自分のことを話し相談できる場であることを、様々な形で伝えることが重要です。

3 就業相談は相談の入り口。奥にある課題を一緒に探していく

相談者は、就職したいという主訴をもって、支援機関に来所します。

しかし、就職したい理由や就職できない理由の奥に、離婚や死別による精神的な不安や混乱、生活上の課題や、家族との関係など、様々な課題があります。

支援者は、まず、本人の相談を傾聴しつつ、就業相談は相談の入り口と捉え、全体的な視点から、奥にある課題を一緒に探し、引き出していくことが重要です。

4 相談者に寄り添い、自己肯定感を継続的に高める支援を

雇用状況の厳しい中、採用が決まるまでに時間を要する事例も多くみられます。そのため、支援機関には、中・長期的な関わりを視野においた姿勢が求められます。

相談者にとって、支援機関は相談開始から就業が決まっていくまでのマラソンを寄り添ってくれるペースメーカーのようなものです。ペースメーカーは、ランナーがよりよく走るために寄り添い、ペースを調整し、不調をリカバリーしていきます。

支援機関は、相談者が就業に関して失敗体験を重ねることがあっても、そのこと自体が相談者の人生での失敗ではないということを伝えることが重要です。その上で、相談者の自己肯定感を高めるような支援を継続的に行い、エンパワメントしていく役割が求められます。

5 成功事例は、相談者の満足度が高い事例

成功事例として挙げられた事例には、正社員をのぞみながらパートの就労が決まった例や、支援以前に就いていた仕事での収入より下がっている例もみられます。しかし、これらを成功事例とするのは、「相談者がその就職に納得をし、満足している」という点にあります。

支援の過程で、相談者が想定していた就職となっていなくとも、その時点ではその就職を選ぶのが良いと思えるような、相談者と支援機関との関わりが構築されていることが、成功事例の根本にあるといえます。

相談支援の糸口となる初期段階での支援のポイントを、代表的な事例によりみていきます。

1 就業関係の課題と生活関係の課題とを整理していく

(事例1・26)

相談者の抱える課題は、主に就業関係の課題と生活関係の課題に大分されますが、それらは連動しつつも、解決に当たっての支援策が異なります。

就業関係の課題は、求人のマッチングや各種訓練の実施など、雇用施策をベースとした支援の中で解決されていきます。生活関係の課題は、子供の保育、住まいの確保、手当の支給、配偶者暴力への対応など、福祉的な施策をベースとした支援の中で解決されていきます。

相談者にとってはこれらは一体のものですが、具体的な支援の過程では、これらの課題を、相談者と一緒に整理していくことが重要です。各々の課題を整理することにより、一つずつ解決に向かっていく過程が実感でき、相談者の達成感と安心につながります。

2 相談者本人の課題と子供等の課題とを整理していく

(事例4・5・11・18・21・22・26)

ひとりで子育てと家計の支え手を担うひとり親家庭の親にとって、子供の養育・教育等は、非常に重要な意味を持ちます。そのため、子供の保育や、病気や障害を持つ子供の養育などの子供のケアという課題が、相談者にとって自身の就職上の課題そのものに捉えられがちです。その結果、子育て支援策やサポートがあれば十分就職できる場合にも、就職すること自体を考えられない場合があります。その逆に、相談者が、子供の状況や課題が落ち着いたときに働く機会と捉え、働くための心の準備がまだできていないまま就職活動に入ってしまう場合もあります。

親子の関係は、子供の成長とともに変化していきます。支援機関は、現在の親と子供双方の状況とその関係をよく聞き取ったうえで、子供の課題が、相談者の課題と一体的なのか、切り離して考えられるのか、今落ち着いている課題はその後はどう変化していくのか、など、予測をたてながら整理し、子供との関わり方や支援策について示しながら、就職支援を行っていくことが必要です。

相談者が親や親族の介護などの悩みを抱える場合についても同様に、相談者の課題と切り分けていくことが重要です。

POINT 3

相談者の自己PR力を高めるために

相談者が就業活動の中で、自信をもって自己PRができるよう、その支援のポイントを、代表的な事例によりみていきます。

1 相談者が自分を知っていくプロセスを大事にする

(事例13・18・25・30)

相談者が就業し、いろいろな人と関わりながら仕事をしていくうえでは、自分の個性や資質、考え方や行動のパターンなどを知ることが非常に重要です。

また、履歴書を書いたり、面接に対応したりといった就職活動を行ううえでも、自分のセールスポイントを知っておくことは重要です。

相談者の個性を知る方法としては、ジョハリの窓*といわれるような、本人が意識しているもの、本人は意識していないが周りの人がわかるもの、本人だけが知っているもの、という説明のしかたもあります。相談者が自分で考えながら自分を理解していくようなプロセスを大事にするとよいでしょう。

事例にもあるように、マラソンなど仕事に関係のなさそうな趣味や、勤めていた会社の閉鎖という経験でも、相談者の資質を示すエピソードとなる場合があります。相談者の今までの経験の全てはその人となりを作ってきた大事な経験です。また、笑顔や爽やかさ、温厚さなどの印象も相談者の個性です。相談者が自分のアピールできる点を知ることにより、自信がつくような支援が重要です。

*ジョハリの窓

ジョハリの窓とは、どのように自己開示を行い、コミュニケーションを円滑に図るかを考えるために提案されたモデルです。

(1955年 米 ジョセフ・ルフト、
ハリー・インガム)

公開された自己が大きいほど、
自己開示が進んでいるといえます。

ジョハリの窓

	自分に分かっている	自分に分かっていない
I 他人に分かっている	開放の窓 「公開された自己」 (open self)	盲点の窓 「自分は気がついていないものの、他人からは見られている自己」 (blind self)
III 他人に分かっていない	秘密の窓 「隠された自己」 (hidden self)	未知の窓 「誰からもまだ知られていない自己」 (unknown self)

2 就職のイメージを明確にするなかで、就職に向き合う自信を培う

(事例2・4・13・29・30)

就職活動の過程では、相談者が就職希望理由や自分の資質・スキルについて、自信をもってアピールできることが重要です。

そのため、支援機関には、相談者が就職についてのイメージを明確に持ち、自分の資質・スキルを正しく把握できるような支援を求められますが、主に以下のような方法があります。

まず、相談者の勤労観とそれを形成する要因を、把握することです。相談者の就職に対する考えは、過去の経験や漠然とした想像から形成されていることがあり、それらを支援機関と意識し共有することが、就職希望理由を形づくる第一歩です。支援機関は、勤労観等で就職活動の核として活用すべき部分と、方向変更が必要な部分とを見極め、現実に応じた支援を行うことが重要です。支援の過程で、相談者にとって、就職のイメージと就職希望理由が明確化され、よりよい自己PRにつながります。

次に、いわゆる「仕事のたな卸し」（今までの就業体験や訓練・資格の整理）をすることです。自分ができると思う仕事と実際にできる仕事にはギャップがある場合もみられますが、その時点で、自分にできること、できないこと、今後してみたいことを整理することにより、就職活動の中で何が自分の強みかを把握することができます。

さらに、相談者が仕事に求める条件の優先順位を整理することも、マッチングされた企業に納得して自信を持った就職活動につながるため、PR力の強化に効果的です。

3 「働く」ことへの心構えを確認する

(事例10・17・23・24・26)

ひとり親家庭の就業相談では、過去に就業経験があるが結婚・出産・子育てによる空白があったり、若い世代では就労経験が少なかったりということがあります。

そのことが就労への不安につながる面もあるため、支援機関は相談者に対し「働く」ことへの心構えを確認し、自信を持って就職に臨めるよう支援する必要があります。

空白がある場合、相談者は空白そのものに臆病になりすぎる必要はありませんが、空白の間に企業の求める働き方や雇用環境が変わっていることもあるので、その点について助言することが重要です。

また、就労経験が少ない場合には、社会人としての姿勢やマナー、待遇について、習得度を踏まえつつ助言することが重要です。

支援の目標をたてる際のポイントを、代表的な事例によりみていきます。

1 課題の優先度を意識して目標を設定

(事例 1・2・7・8・18・26)

相談者は、就職をしたいという主訴を持っていますが、生活関係の課題があれば、相談者にとって就職と生活は車の両輪ですから、同時並行しながら、解決していく必要があります。

例えば、現在の生活が経済的に不安定であったり、自身の健康に課題があったり、精神的な不安が非常に大きいなどの場合は、「働く」前提としての生活の安定を図るような支援を行いながら、就労支援を考えていくことが重要です。

また、当座の就労によって、生活費の工面や、子供の保育所入所などを行いながら、生活を安定させ、相談者の安心を確保することも、自立を図るうえで効果が見込まれます。

事例では、基金訓練や高等技能訓練など、生活の安定を図りながらスキルアップできる制度の活用や、母子生活支援施設への入所による住居費負担の軽減などが支援策として多く挙げられていました。

個々の支援策の持つ意味合いと優先度を、相談者と共有しながら、目標設定していくことが重要です。

2 短期的なステップアップ目標を明確化すると自信につながる

(事例 6・9・20)

目標設定の際には、短期・中長期の2つの視点を入れながら、目標設定をしていきます。生活全般に課題を抱えているひとり親家庭に対しては、特に、短期的なステップアップ目標を明確にしていくことが、支援のうえで効果的です。

事例からは、キャリアを活かした正社員への採用という中長期目標にキャリア中断を避けるための緊急雇用就業を短期目標で組み合わせたり、就業体験の少ない相談者が自信を持って就職活動できるという中長期目標に対して訓練修業を短期目標で組み合わせたりしていました。

特に、ブランクがあったり、就労経験が少ないひとり親家庭の場合、就労のための目標を遠くに置くと、何をめざすのかが、捉えづらくなる面があります。

短期的な目標を明確にすることで、達成のために相談者がすべきことが具体的にになります。その結果、目標達成をしやすくなり、自信と次の目標へのやる気につながっていきます。

3 長期間にわたる支援では、振り返りが必要

(事例3・15・16・23)

就業相談の中では、高等技能訓練促進費などの資格取得では少なくとも2年以上の支援が必要となるなど、中長期的に関わることとなります。また、その他にも様々な事情により、長期間の支援を必要とする例もあります。

短期的には支援成果が出やすいものも、中長期だと支援効果が停滞する場合があります。相談者のモチベーションを保つ上でも、適時適切な時期に達成度や研修等の持続、本人の努力を評価し、寄り添いの姿勢を継続することが重要です。

同時に、相談者の考え方や状況も経過の中で変化していることから、随時振り返り、支援内容と現状をみながら、当初目標の軌道修正をしていくことが必要です。

4 将来の計画を一緒に考える

(事例3・8)

将来の計画を一緒に考えることは、相談者の夢や希望を形づくる原動力ともなるため、相談機関と一緒に考え、イメージをつくるような支援が重要です。

また、就業内容と働き方は、収入と直結します。そのため、計画をたてる際には、ライフコースに応じた収支の想定を行います。収入については、就労経験や転職を視野に入れたステップアップによる変化が予想されます。支出については、家族の年齢構成の変化による教育費用や介護費用など、家族構成によって変化していきます。



就職活動をスムーズに進めるために

就職活動を円滑に進めるための支援のポイントについて、代表的な事例によりみていきます。

1 履歴書等の記載支援は重要

(事例13・14・25)

企業の採用や各種訓練の申込みにおいて、どんなに資質が高い人であっても、履歴書やエントリーシートを受け付けてもらえない限りは、面接や採用には至りません。そのため、履歴書等の記載支援は、就業支援において、大変重要な支援です。

事例では、経歴の中でその企業が求めている人材要件に合った経歴を強調したり、本人のPRポイントや志望動機に興味やパーソナリティで培った人柄・資質を記載する、などが挙げられていました。

企業によってはメールでのエントリーシート受付もあるため、メールのビジネスマナーの習得も必要な支援です。

2 普段からの姿勢や心構えが採用を呼び込むことがある。

(事例7・14)

事例では、ハローワークに行く初回から、履歴書を持参し、いつでも面接できる服装を準備するようという支援機関の助言と、そのとおりに準備した相談者の周到さと熱意が、企業からの好印象と就職につながっていました。支援機関の助言を受け入れる素直な姿勢も重要であることを教えてくれる事例です。

また、普段からのインフォーマルな関わりから仕事が決まる事例など、就職活動は、一朝一夕ではなく日々の経験の積み重ねの結果であるといえます。

3 訓練・就労中の生活を想像し、不測の事態に備えておく

(事例4)

事例では、母子自立支援員が職業訓練校を受験前に見学し、通学中の子どもの保育、発病時の対応など生活のシミュレーションを一緒に行いました。

支援者が相談者と、子供の病気など不測の事態について話し合い備えることによって、万が一のときにもあわてずに対処することが可能となります。

このようなシミュレーションの経験は、相談者が実際に就労した際のリスクマネジメントにも役立ちます。

4 資格や経験は、予想しない形で就職に役立つこともある

(事例21・28・30)

事例では、相談者は、資格や経験を活用する形での就職を考えていたわけではありませんが、企業側では、その資格や経験に注目して採用を決めることとなりました。

雇用のダイバーシティー*が進み、企業が商品・サービスの高付加価値を求める現在において、資格や経験が相談者の予想とは違う形で活用される可能性もあります。そのため、就職活動においては、自分の資格や経験を上手にアピールすることが重要です。

※ダイバーシティー

企業で、人種・国籍・性・年齢・障害の有無等の違いを問わずに多様な人材を活用すること。

5 訓練期間は自分の見つめ直しにも効果的

(事例1・2・3・4・16・20・21)

事例では、訓練期間は、就職に必要な資格やスキルを取るだけでなく、自分の資質の可能性や将来の進路をみつめ直す期間として、有効に機能していました。

求職活動に入ったひとり親家庭の親が、訓練期間には、子供と離れて自分の時間を持ち考えることができることや、他の訓練生や講師とのやりとりを通じて資格を具体的な仕事に結びつけて考えることができること、による効果が考えられます。

6 こだわりをなくすことが就業の幅を広げること

(事例8・19・21・24)

相談者にとって、正社員になりたい、せつやくとった資格を活かしたい、など、希望やこだわりは、大事なことです。しかし、実際に就職活動を行い、支援機関の助言を受け情報を得ていくなかで、相談者がこだわりをなくすことにより、就業の選択の幅が広がることがあります。また、こだわりをなくすことができるというのは、自分の特性を知り、より適した職業を選ぶという現実的な選択が可能になったことの表れでもあります。

POINT 6

関係機関の円滑な連携により相談者を支える

支援機関が連携して相談者を支える際のポイントについて、代表的な事例によりみていきます。

1 福祉部門と就労部門の特性を組み合わせ重層的な支援を行う

(事例1・3・6・14)

区市の事例では、母子自立支援員と、母子自立支援プログラム策定員・ハローワークの職業相談員・就労支援コーディネーターとの連携や情報提供・相談により、迅速で適切な支援につながった例が多く見られました。

母子自立支援員の持つ生活全般への専門対応と、母子自立支援プログラム策定員やハローワークの相談員の就業への専門対応が組み合わせることにより、相談者が受ける支援の幅も広がります。

普段から、ケースやその振り返りを通じて、関係機関が顔の見える関係をつくっておくことが、円滑な連携のために重要です。

2 東京都ひとり親家庭支援センターやT-hopなどを活用する

(事例1・3・6・14)

区市の事例では、東京都ひとり親家庭支援センターの支援につないだ例もみられました。

東京都ひとり親家庭支援センターは、就業相談を行う無料職業紹介所であると同時に、生活相談や養育費相談などを行い、平成23年度からは役所が閉庁する年末年始を除く毎日、相談に対応します。また、こころといのちの相談・支援東京ネットワーク機関としての役割もあります。

T-hopは、就職前から就職後までの期間を通じて、相談者・採用企業双方の声をききながら、就業に特化した支援を行っています。

連携の際には、このような支援機関の特性を踏まえて活用していくと、より効果的です。

3 多様な機関がひとり親家庭の就業支援の地域資源となる

(事例15・20)

事例では、ひとり親家庭が、地域のボランティアの日本語教室や、地元就職機関のパソコンなどを活用して、就職に役立てていました。

地域には、様々な機関が、就業支援の地域資源としての可能性を持っているので、地域の子育て家庭からの情報収集や連携に努め、その地域ならではの支援の幅を広げていきましょう。

第3章

事例を今後に活かすための振り返り

関係機関の間で個々の事例を振り返り、評価し、共有することは非常に重要です。その事例の良かった点、改善できる点などが浮かび上がり、今後の相談支援スキルの向上につなげることができます。

また、就業支援事例を通じて、ひとり親家庭の生活全般の課題が見える場合も多いため、支援のあり方について、幅広く把握・検討する機会ともなります。

さらに、複数の事例から共通的に表れた課題について解決策を検討することは、各自治体や支援機関での新たな支援策を構築する際の材料ともなります。

ここでは、事例の振り返りの参考となるよう、第1章の事例から2つの事例をとりあげて、支援のポイントを考えます。

事例について検討できることについては で示します。
支援の中で良い点については ★ で示します。

振り返り参考例 事例9

事例

9

資格をより活かす目標をたて、着実にスキルアップ

年齢等：母親・20歳代

家族構成：乳児1人 支援期間：11か月

最初に相談を受けた機関：母子自立支援員

活用した機関・制度等：東京都就職チャレンジ支援事業、母子自立支援プログラム策定員
東京都ひとり親家庭支援センター

相談時の
状況

当該自治体では、児童扶養手当の申請書類を渡す際に、就労支援アンケートを添付することとしている。相談者は、就労支援アンケートを提出することで、就職相談につながった。

- 申請書類にアンケートを添付したなかで、相談につながるのはどのくらいの割合だったか？
- 相談につながった層の特徴はあるか？
 - ・年齢・相談内容等
 - ・通常窓口に相談に来る層との違いはあるか？
- 今後も継続していくことが効果的か？
 - ・同様に活用できるような機会はあるか？

相談開始時は未婚であり、産後1か月足らずの状況で、無職であった。

- 未婚で、産後1か月足らず、無職という状況で、収入や住居など生活の基盤をどうしているのか？
- 母子保健事業の対象時期でもあり、子育て支援も必要な時期である。
若年母、未婚、ひとり親家庭、収入がないという状況は、不適切な養育のリスクが高い（リスクがあることが虐待につながるわけでは決していないが、リスクを予見することが重要である）。
重層的な支援を行うために、子育て支援のネットワークにつながっているか、関係機関への情報確認が必要である。

就業状況
・ 経歴等

簿記2級の資格はあるが、アルバイトや派遣社員、正社員など職場を転々としており、実務経験が少ない。

- 若年母であるため、最初にアルバイトや就業を始めたのは何歳のときか？
なぜ働くこととなったのか？
- 職場を転々としていた理由は何か？
→次の就職継続のための鍵となる
- 過去の就業体験の中で、基本的な社会人としてのマナーについては習得しているか？

● 本人は、経理事務への再就職を希望していた。即戦力として自信を持てるよう、訓練受講後の就職活動为目标とする。

- ★自信を持った就職活動に向けて、ビジネススキルを習得させていくことは、相談者のモチベーションを上げるだけでなく、若年でもあるためその後の就職活動にも効果が見込まれる。
- ★職業訓練受講など、短期的な目標を明確にすることで、相談者が向かっていきやすい。

● 訓練中の生活の安定も考慮して、受講奨励金が支給される東京都就職チャレンジ支援事業の職業訓練に応募する（※東京都就職チャレンジ支援事業は平成23年3月期生で終了）。

- ★相談者の生活基盤に課題があるため、奨励金や手当など、金銭給付を伴う訓練への応募については、生活の安定を図るうえでも総合的な支援となり、相談者の安心にもつながる。
- ★訓練を毎日受講することで、相談者が社会・他者との関わりを継続的に持つことができ、見守りの効果も見込まれる。

● 社会保険実務、簿記、経理基礎に合格し、2か月間受講した。

● 受講後、母子自立支援プログラムに申し込み、ハローワークの就労支援ナビゲーターの支援を受け、就職活動を開始した。

- 若年でもあるため、就職に向けた段階的・計画的な支援が必要であり、訓練受講の選択肢も含め、自立支援プログラムへの早期でのつながりが必要ではなかったか。
- ★母子自立支援員、母子自立支援プログラム策定員、就労支援ナビゲーターなど、複数の関係者が関与できることは、社会経験が少ない相談者にとって、相談のチャンネルが増えるため効果的である。

- 支援の中で、①経理部門への就職、②子どもが小さいうちは時間の融通が利く派遣就労で実務経験を積み正社員をめざしたい、という本人の希望が明確になる。

★相談者が、資格取得後、改めて自分の強みを意識し、経理部門への就職を希望したことは、意義が大きい。

○子どもが小さいうちの希望として短期的には良いが、小学校にあがってからの生活の方が長い。中長期的な希望やスキルアップについてのイメージを持たせることも必要である。

- 就職活動開始3か月後、保育園入園も決まる。

就 職

産休代替の1年契約の経理事務が決定し、収入は月当たり22万5千円となる。

契約期間満了後の継続を要請されており、本人にもその意思があるとのことである。

評 価

児童扶養手当の申請書類に添付した就労支援アンケートにより、対象者の掘り起こしができ、支援につながられた。

もともと持っていた資格を就職に確実につなげるための訓練や、訓練中に奨励金を得られることでの生活の安定など、総合的な支援を計画的に行ったことが、相談者の就職観や目標を形成することとなった。



事例

26

生活全般の相談を受け止める中で、優先課題を整理

年齢等：母親・40歳代

家族構成：実母・小学生1人 支援期間：9か月

最初に相談を受けた機関：東京都ひとり親家庭支援センター

活用した機関・制度等：生活保護

相談時の
状況

離婚後の上京を前提とした相談のために来所した。相談者は、離婚のこと、住まい探しや、子供の学校の選択など、様々な課題を抱えていた。本人に健康上の課題もあった。

- 上京の理由について、相談者からよくききとる。
職業が探しやすいと考えているのか、DV被害等から逃れるのか、東京近辺に支援のキーマンがいるのか。動機によっては、上京自体を再度検討し直すことも必要である。
- 上京時期と相談者が新規に生活が安定すると考えている時期について把握し、家探し・転居・職探しなど具体的に想定されるスケジュールと、本人のイメージとの乖離がないか確認する。

就業状況
・経歴等

相談時は無職であった。過去に電話のオペレーターとして3年正社員の経験があるが、退職後のブランクも10年近くあった。

- 都のひとり親福祉施策の概要と住宅を決める際のポイント、養育費の取り決め等、離婚時に必要な対策やそれぞれの相談先についての情報を、まず提供した。

★総合的な相談をワンストップで行うことは、相談者にとって利便性が高い。

- 離婚後、都内に転居を済ませ、求職のため再来所する。生活のため、常勤での就労を希望したが、就労のブランクがあり、自身の健康課題もあるため、まずパート就労からではどうかと提案した。

- ★転居後、相談に再度来所したということは、前の支援の満足度が高いということの評価できる。
- 都内に転居し、家賃や子育て、自身の健康課題があるなかで、預貯金などを取り崩すとしても、パート就労でつなぐ期間・目標をどのあたりに考えるか。

- 8か月において、再来所する。その間、実母の急病による看護で、求職活動が行えず生活保護受給に至っている状況であった。本人と確認しつつ、就職関係の課題と生活関係の課題とを整理する。

○上京し、8か月において、東京都ひとり親家庭支援センターに再来所ということだが、身近な自治体窓口や友人など、支援的な役割を果たすキーマンはいないのか？ 生保受給をしている状況であるため、地域自治体との関わりなどを確認する。

★就職関係課題と生活関係課題を整理することは良い。

- 本人は、早く就労して生活保護を止めたい意向だが、求人状況の厳しさを考慮し、職業訓練を勧めた。訓練に落選したときの早期就労も視野に入れ、テレフォンコミュニケーション職の応募も検討した。

○生活保護を止めたいということだが、実際に生活保護を止めた場合に生活が成り立つのか？

○母親の病気の予後などはどうか？ 母親の生活費も含めて相談者の就労でみていくこととなるのか？

★訓練に落選した場合を想定して、複数の就業の選択肢を想定したことは、相談者の安心にもつながり、良い。

- 最終的に訓練は落選となるが、応募はスムーズに進み、過去の電話オペレーターの経験が活きて、採用に至った。

就 職

契約社員のテレフォンコミュニケーション職として採用され、収入は、時給 1,200 ～ 1,300 円となった。

○就業後、実際に何時間くらい就業し、どのくらいの収入になったのか？ 生活上無理があるようであれば、その後の軌道修正などの相談があることを想定しておく。

評 価

相談者の相談課題が生活全般にわたっていたが、就職関係の課題と生活関係の課題を整理し、何を最優先とするのかの判断・選択への支援ができた。

訓練や就職など、予想をたてて、複数の選択肢を準備し備えることで、本人の生活の安心感にもつながった。

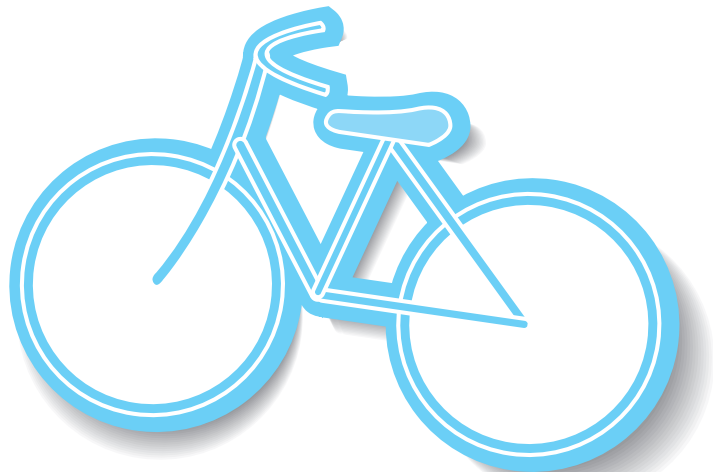
おわりに

キャリア形成でよく使われる言葉として、エンプロイアビリティという言葉があります。エンプロイアビリティとは、Employ（雇用）とAbility（能力）を合わせた造語で、「雇用される能力」といわれます。日本経営団体者連盟は、エンプロイアビリティを、「労働移動を可能にする能力」に「当該企業のなかで発揮され、継続的に雇用されることを可能にする能力」を加えたもの、と定義しています。

ひとり親家庭の就職においては、転職やブランクの後の就職など、まさに労働移動を前提とした雇用をスタートとすることが多く、「労働移動を可能にする能力」をいかに身につけるかが重要です。そして、就職された際には、「自分の資質が企業で発揮でき、継続的に雇用されることを可能にする能力」が求められます。

そのため、ひとり親家庭の就職の成功事例とは、支援機関が、相談者から、いかにエンプロイアビリティの高い労働者としての資質を引き出すことができたか、という事例であるといえます。

今後とも、都は、研修事業などを通じて、都内のひとり親家庭への支援機関が、支援技術をさらに向上させ、成功事例を重ねていけるよう、施設の強化に取り組んでいきます。





資料集

- 1 ひとり親家庭の就職を支える関係機関
- 2 就業支援制度
- 3 都が行う職業訓練・講座

1 ひとり親家庭の就職を支える関係機関



母子自立支援員

母子自立支援員は、母子及び寡婦福祉法第8条の規定に基づき、都知事・区市長からの委嘱を受けて、ひとり親家庭や寡婦の相談に応じています。

自立に必要な生活全般の相談・支援や、職業能力向上や就業についての情報提供・指導、母子福祉資金の貸付などの相談・支援を行います。

売春防止法に基づく要保護女子や配偶者暴力被害者への支援を行う、婦人相談員と兼務している場合もあります。



母子自立支援プログラム策定員

母子自立支援プログラム策定員は、児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く。）の自立や就業を促進するために、都や区市が設置しています。策定員は、相談者個々の状況や能力、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施しています。



就業支援ナビゲーター

就業支援ナビゲーター※は、ハローワークに置かれ、個別求人開拓による職業紹介、就業相談、履歴書や面接の指導、フォローアップ等の就労支援を行います。

また、福祉事務所の就業コーディネーター（ケースワーカー・母子自立支援員・母子自立支援プログラム策定員等）とともに、求職者の就労支援プランを策定し、求職者に合った就労支援メニュー（就業準備セミナー、個別カウンセリング、トライアル雇用、公共職業訓練の受講あっせん等）を選定し、支援を実施します。

※就労支援ナビゲーターは、平成23年4月より就職支援ナビゲーター（就労支援分）に名称変更します。



職業相談員（寡婦担当）

ハローワークでは、長いあいだ職業から離れていたたり、経験のない方のために、専門の職業相談員がいて、就労のための相談、援助を行っています。

平成23年3月現在、飯田橋、上野、品川、王子、青梅を除く都内ハローワークに配置されています。



東京都ひとり親家庭支援センター

東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）は、厚生労働省が定めた「母子家庭等就業・自立支援センター」として、ひとり親家庭等に対する就業支援サービスの提供や、養育費に関する相談、生活の安定を図るための生活相談を行っています。また、ひとり親家庭及び寡婦を対象とする就業支援講習会（パソコン講習会）や、相談者・支援者に対する相談支援員研修会を実施しています。

（※相談対応時間は平成23年4月からの内容です。）

はあと

住 所

東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階

電話番号

生活相談 03-5261-8687 養育費相談 03-5261-1278

対応時間

通年 9時～16時30分（年末年始は除く）

U R L

<http://www.haat.or.jp/>（3所共通）

業務内容

- ①生活相談…ひとり親家庭の育児や家事、健康等生活一般に関する相談支援
- ②養育費相談…養育費等に関する相談支援、専門相談、養育費の取り決めや調停等における家庭裁判所等への同行支援
- ③パソコン講習会や支援機関への研修会等の実施

はあと飯田橋

住 所

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

電話番号

03-3263-3451

対応時間

9時～16時30分（月・水・金・土・日曜日）

9時～19時30分（火・木曜日）

（日曜日は電話相談のみ。また、年末年始は除く）

業務内容

ひとり親家庭の就労に関する相談支援、職業紹介、企業開拓

はあと立川

住 所

東京都立川市曙町2-34-6 小杉ビル2階

電話番号

042-521-1270

対応時間

平日 9時～17時30分（年末年始は除く）

業務内容

- ①在宅就業スキル習得のための研修
- ②在宅就業に取り組む企業の開拓
- ③在宅就業に関する相談支援
- ④就業と家庭の両立に関する専門相談

※はあと立川は平成24年3月末まで設置します。



個別就業相談窓口T-hop（ティー・ホップ）

東京都が設置しているひとり親家庭の個別就業相談窓口「T-hop」は、都内在住のひとり親家庭の母・父、寡婦、婦人保護施設の退所者を対象に、相談者の状況や個性に応じて、就業相談から職業紹介、就職後のフォローまで一貫した支援を個別に行います。

※窓口は、株式会社エイジェックに運営を委託しており、平成24年3月まで設置します。

住 所

東京都新宿区西新宿1-25-1（T-hop事務局）

電話番号

0120-255-108

対応時間

平日 9時～18時

U R L

<http://www.t-hop.com/>

業務内容

- ①相談支援…電話・メール等で受け付けた後、必要に応じて個別面談
- ②就業支援…キャリアカウンセリングやビジネスマナーの習得等
- ③職業紹介…就職先の紹介、ひとり親家庭の母・父等を雇用する企業の開拓
- ④フォロー…就職後のひとり親家庭・企業双方へのフォロー



東京都福祉人材センター

社会福祉事業従事者の確保を目的として、社会福祉事業法に基づき、東京都知事が指定した機関です。東京都社会福祉協議会が運営しています。

住 所

（人材情報室）東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

電話番号

03-5211-2860

対応時間

平日 9時～20時 土曜 9時～17時
日曜祝日・年末年始休業

U R L

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/jinzai.html>

業務内容

福祉の仕事の紹介・あっせん、相談、就職支援セミナーの開催等



東京しごとセンター

東京しごとセンターは、東京都が都民の方の雇用や就業を支援するために設置した、「しごとに関するワンストップサービスセンター」です。

住 所

東京都千代田区飯田橋3-10-3

電話番号

03-5211-1571

対応時間

月～金曜 9時～20時 土曜 9時～17時
日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）休業

U R L

<http://www.tokyoshigoto.jp/>

業務内容

- ・就職相談（キャリアカウンセリング）
- ・各種セミナー
- ・求人情報の提供・職業紹介
- ・事業所相談
- ・専門相談（職業適性、社会保険・年金、起業・創業、NPO等）

ヤングコーナー（34歳以下）、ミドルコーナー（30歳以上54歳以下）、シニアコーナー（55歳以上）の3つのコーナーを設置



東京しごとセンター多摩

多摩地域では、「東京しごとセンター多摩」において支援を行っています。

住 所

東京都国分寺市南町3-22-10
東京都労働相談情報センター国分寺事務所2階

電話番号

042-329-4510

対応時間

月～金曜 9時～20時 土曜 9時～17時
日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）休業

U R L

<http://www.tokyoshigoto.jp/tama/>

業務内容

- ・就職相談（キャリアカウンセリング）
- ・各種セミナー
- ・求人情報の提供・職業紹介
- ・事業所相談



東京都労働相談情報センター

労働問題に関する相談や紛争解決のあっせん等を行う東京都の機関です。

住 所

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9F

電話番号

電話相談（東京都ろうどう110番）0570-00-6110
来所相談（予約制）03-3265-6110

対応時間

月～金曜 9時～20時 土曜 9時～17時
日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）休業

U R L

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/>

業務内容

労働相談



ハローワーク（公共職業安定所）

国が設置する職業紹介機関で、求人情報の提供や仕事のあっせんをしています。



マザーズハローワーク・マザーズコーナー

マザーズハローワーク、マザーズコーナーでは、仕事と子育ての両立をめざす方などに対して、キッズコーナーの設置など子供連れでも相談しやすい環境を整備するとともに、保育関連情報や仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供などの就職支援を行っています。

	住 所	電 話
飯田橋	〒112-8577 文京区後楽1-9-20	03-3812-8609
上 野	〒110-8609 台東区東上野4-1-2	03-3847-8609
品 川	〒108-0075 港区港南2-5-12 品川NBSビル	03-3450-8609
大 森 ★	〒143-8588 大田区大森北4-16-7	03-5493-8609
渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5	03-3476-8609
新 宿	〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階	03-5325-9593
池 袋 ★	〒170-6003 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階	03-5911-8609
王 子	〒114-0002 北区王子6-1-17	03-5390-8609
足 立 ★	〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター 6～8階	03-3870-8609
墨 田	〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12	03-5669-8609
木 場	〒135-8609 江東区木場2-13-19	03-3643-8609
八王子 ★	〒192-0904 八王子市子安町1-13-1	042-648-8609
立 川	〒190-8509 立川市錦町1-9-21	042-525-8609
青 梅	〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16	0428-24-8609
三 鷹	〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18	0422-47-8609
町 田 ★	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田合同庁舎 1階	042-732-8609
府 中	〒183-0045 府中市美好町1-3-1	042-336-8609

★はマザーズコーナー設置のハローワーク

	住 所	電 話
マザーズ ハローワーク東京	〒150-0002 渋谷区渋谷1-13-7 ヒューリック渋谷ビル3階	03-3409-8609
ハローワーク木場 マザーズコーナー	〒134-0091 江戸川区船堀3-7-17 第5トヨタビル6階(船堀ワークプラザ)	03-5659-8609
ハローワーク立川 マザーズコーナー	〒190-0012 立川市曙町2-17-16 鈴春ビル5階 (立川ワークプラザ)	042-523-1509
ハローワーク府中 マザーズコーナー	〒182-0022 調布市国領2-5-15 コクティール2階 (調布国領しごと情報広場)	042-480-8103



養育費相談支援センター

国の養育費相談支援センターは、自治体の養育費相談に当たる担当者への助言や研修を行い、一般からの相談にも応じています。(公益法人 家族問題情報センターに委託して実施しています)。

住 所

東京都豊島区西池袋2丁目29-19 池袋KTビル10階

電話番号

03-3980-4108 (希望によりセンターが電話をかけ直し電話料を負担)
0120-965-419 (携帯電話とPHSは使用できません)

対応時間

月曜日～土曜日 10時～20時

U R L

info@youikuhi.or.jp
<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>

業務内容

養育費に関する当事者や支援機関への相談・助言、支援担当者への研修事業、養育費の取り決めや確保に関する情報提供



日本司法支援センター(法テラス)

様々な法的トラブルを解決するための情報やサービスを提供する機関です。

	電話番号・アドレス等	相談時間
法テラス東京(四谷)	電話番号 0503383-5300	平日9時～12時、13時～16時
法テラス・サポートダイヤル	電話番号 0570-078374	平日9時～21時 土曜9時～17時
法テラス・ホームページアドレス	http://www.houterasu.or.jp/	
法テラス・携帯サイト	http://www.houterasu.or.jp/k	

2 就業支援制度



母子自立支援プログラム策定事業

区市の福祉事務所や西多摩福祉事務所、支庁において、母子自立支援プログラム策定員（55ページ）により、児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く）の自立・就労支援のため、個々のニーズに応じて自立目標や支援内容について自立支援プログラムを策定します。

プログラム策定員と相談者の面接により、相談者の状況、求職活動や職業能力開発の取組状況、自立や就業に向けた課題を把握し、自立目標や支援内容を設定します。



母子家庭自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する母子家庭の母で、次の要件を全て満たす人について、受講費用の20%相当が支給されます（10万円を限度とし、4,000円を超えない場合は支給対象外）。申込み先は、区市の福祉事務所、西多摩福祉事務所・支庁（町村部）です。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にある
- ② 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない
- ③ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる



母子家庭高等技能訓練促進費

就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するために養成機関で就業する母子家庭の母に対し、以下の要件を全て満たす場合に、訓練促進費（区市町村民税非課税世帯は月額141,000円、課税世帯は月額70,500円）が、修学が修了した際に修了一時金（区市町村民税非課税世帯は50,000円、課税世帯は25,000円）が支給されます。申込み先は、区市の福祉事務所、西多摩福祉事務所・支庁（町村部）です。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にある
- ② 就職を容易にするために必要な資格として、実施主体の長が定める国家資格（対象資格）を取得するため、養成機関において2年以上の課程を修業し、対象資格に取得が見込まれる者
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者

3 都が行う職業訓練・講座



ひとり親家庭を対象とした就業支援講習会

東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭の母親・父親・寡婦を対象に、年間10回(初級・応用の2種類で計10回)、パソコン講習会を実施しています。

初級では、パソコン操作の基礎とワード・エクセルの基本操作を、応用では、ワード・エクセルのビジネス実用を学習します。

担 当 東京都ひとり親家庭支援センター
問合せ先 03-5211-3240 (代表)



母子家庭の母の職業訓練

受講開始日において離職しハローワークに求職申込をしている方で、次のような条件である方を対象に、ハローワークからの受講推薦等をもとに、都の公共職業訓練の対象としています。

- ① 就労経験のない又は就労経験の少ない母子家庭の母
- ② 自立支援プログラムに基づいて、福祉事務所等を通じて受講を希望する、児童扶養手当を受給している方及び生活保護を受給している方

なお、受講開始日から遡って1年以内に公共職業訓練を受講されている方は受講できません。

訓練内容は、5日間の準備講習（ビジネスマナー講習、キャリアコンサルティング等）と3か月間の座学訓練（科目に関連した専門的カリキュラム）からなります。

担 当 東京都立中央・城北職業能力開発センター 再就職促進訓練室
問合せ先 03-5211-3240



保育つき職業訓練

子育て中の求職者を対象に、保育サービス付き職業訓練を実施しています。

この職業訓練及び保育サービスは、民間教育訓練機関等に委託し、実施します（訓練期間：3か月間）。

受講開始日において求職者で、ハローワークに求職申込をしており、ハローワークからの受講指示または受講推薦を受けられる方が対象です。保育サービスを利用する場合は、就学前の児童の保護者が本訓練を受講することによって児童の保育が困難となり、かつ、同居親族等が児童を保育することができない方等が対象となります。

なお、受講開始日から遡って1年以内に公共職業訓練を受講されている方は受講できません。

担 当 東京都立中央・城北職業能力開発センター 再就職促進訓練室
問合せ先 03-5211-3240



東京都立職業能力開発センターでの職業訓練

東京都立職業能力開発センターでは、電気系、機械系、事務系、福祉系等の科目を設け、職業に必要な知識や技能修得の訓練を行っています。

受講期間は、科目により2か月から2年までです。受講料は、若年者就業支援科又は訓練期間が1年未満の短期科目は無料で、1年以上の普通科目は有料です（教科書等は自己負担です。また、経済的理由等による授業料減免制度もあります。）。

また、一部科目については、母子家庭の母に対する入校優先制度があります。

職業訓練受講期間中の生活を維持するために、雇用保険法による失業給付受給資格者、及び東京都公共職業訓練手当支給規則に規定する支給対象者等は各種手当を受給できます。母子家庭の母、45歳以上の者等がハローワークの指示を受けて入校した場合は、受給資格に該当します。

各種手当等の支給対象者は、必ず居住地のハローワークを通じて入校を申し込む必要があります。

東京都公共職業訓練手当支給規則に定める手当の種類及び額

平成23年3月現在

基本手当	技能習得手当	
	受講手当	通所手当
訓練を受ける期間の日数に応じて支給	訓練を受けた日数に応じて支給	通所のための利用交通機関や用具への手当
20歳未満 日額3,530円	日額 700円	最大月額42,500円
20歳以上 ・特別区及び下記以外の市に居住する方 日額4,310円 ・羽村市、あきる野市、瑞穂町に居住する方 日額3,930円 ・上記以外の町村に居住する方 日額3,530円		



成功事例にみるひとり親家庭への就業支援のポイント

平成 23 年 3 月

登録番号(22)471

編集・発行／東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4125

印 刷／株式会社 まこと印刷

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目9番2号

電話 03-5405-2050

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



古紙配合率70%再生紙を使用しています

